

## 日光市こども発達支援センターつばさ園虐待防止のための指針

### 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

日光市こども発達支援センターつばさ園（以下「つばさ園」という。）では、児童虐待の防止等に関する法律の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、職員一人ひとりが虐待禁止の認識のもと、虐待の早期発見に努めます。

### 2. 虐待防止委員会に関する事項

虐待防止委員会の設置

つばさ園では、虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

#### ①設置目的

- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止のための職員研修の計画、実施
- ・虐待防止に向けた職場環境の構築
- ・虐待発生後の検証・分析と再発防止策の検討
- ・再発防止策実行後の効果の検証

#### ②委員会の構成員

- 1) 園長（児童発達支援管理責任者兼務）
- 2) 主任保育士【身体拘束適正化担当者】
- 3) 臨床心理士
- 4) 相談支援専門員
- 5) 保育課長
- 6) 第三者委員
- 7) その他必要と認める者

#### ③委員会の開催

- ・原則年1回開催（必要時は随時開催）

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、虐待等の防止に関する適切な知識を普及・啓発するため、職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ②その他必要な教育・研修の実施

### 4. 虐待防止に向けた職場環境の構築に関する基本方針

日頃から、職員間等における相談・報告の体制を整えるとともに、定期的なチェックとモニタリングにより、虐待の早期発見と早期対応につなげるものとします。

## 5. 施設内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市担当課等に通報するとともにその要因の除去に努めます。また、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の人権と生命の保持を優先します。

虐待等の事案については、そのすべての案件を委員会に報告するものとし、この際、園長又は主任保育士が、緊急に当該案件の分析及び検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集するものとします。

## 6. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- ①職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、上席者等に報告します。
- ②被報告者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員等からの報告があった場合には、市担当課等に通報するとともに、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。また、必要に応じ、関係者から事情を聴いて可能な限り情報収集し、事案の概要・経緯を時系列で整理します。
- ③事実確認の結果、虐待等の事案が事実であると判明した場合には、本人に対応の改善を求め、必要な措置を講じるとともに、保護者等へ説明及び市関係部局に報告します。
- ④事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案について検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

## 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、つばさ園内への掲示及び日光市ホームページへの掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

## 8. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

支援に関わるすべての職員が、虐待に当たる行為（身体的・心理的・性的・経済的・ネグレクト）とその事例の理解を深め、共通認識をもち、虐待防止に努めます。また、保護者等による虐待につながるような言動にも細心の注意を払い、保護者等の心情に寄り添いながら、未然防止に努めます。

### 附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。